

中清水土地改良区（御殿場市）の設立は適当と認めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第6項の規定により、下記のとおり土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

なお、この決定については、第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に静岡県知事に異議の申出をすることができる。

平成30年3月30日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 縦覧場所 御殿場市役所
- 2 縦覧期間 平成30年3月30日から
平成30年4月26日まで